

調達物品に備えるべき技術的要件

1 基本構成

- 1-1 眼科用手術顕微鏡（光源装置、スタンド含む）1式
- 1-2 映像記録システム 1式

（性能、機能に関する要件）

2 眼科用手術顕微鏡は以下の要件を満たすこと。

2-1 手術顕微鏡本体(光源装置、スタンド含む)は以下の要件を満たすこと。

- 2-1-1 光学系は、アポクロマート光学系であること。
- 2-1-2 倍率変倍機構は連続ズーム電動式で、ズーム比1：6であること。
- 2-1-3 変倍機構は速度調整が可能であること。
- 2-1-4 対物レンズの焦点距離は200mmであること。
- 2-1-5 フォーカス機構は速度調整が可能であること。
- 2-1-6 焦点深度自動調整装置を有していること。
- 2-1-7 照明系は患者眼内にフィラメントが結像する恐れのない、ファイバーライトガイド方式であること。
- 2-1-8 眼底からの明るい反射照明が得られるSCIREDDREFLEX照明を採用していること。
- 2-1-9 術野をフットスイッチ操作で移動できる、XYカップリング装置を有していること。
- 2-1-10 フットスイッチはワイヤレス接続も可能であり、その際のバッテリーは容易に入手可能な乾電池であること。
- 2-1-11 フロアスタンドは電磁ロック式サスペンションアームで、多様な術者や術式に対応出来るよう、設定を記憶できる複数のメモリー機能を有すること。
- 2-1-12 助手用顕微鏡は術者と完全同軸立体視が可能で、且つ倍率及びフォーカス機能は術者と独立して操作できること。
- 2-1-13 助手用顕微鏡は、脱着なしに術者に対して左右90。に移動できること。
- 2-1-14 光源は12V100Wのハロゲン光源であり、ランプ切れの際に自動的に電球を予備に切り替える自動電球交換機能を有すること

2-2 映像記録システムは以下の要件を満たすこと。

- 2-2-1 HDカメラは、有効画素数1920×1080のフルハイビジョンであること。
- 2-2-2 自動絞り及びフォーカス機能付き顕微鏡アダプタを備えること。
- 2-2-3 録画装置は外付けHDDへのハイビジョン録画が可能であること。
- 2-2-4 システムは26型以上のフルハイビジョン液晶モニタを備えた移動式カートに収納されること。

3 設置条件等

- 3-1 本調達物品は、当センターの指定する場所に設置すること。
- 3-2 本調達物品の設置に関し、機器の搬入、据付、配線、調整等は本調達に含むものとする。その際、当センターの診療業務に支障をきたさないよう、当センター担当者と協議の上行うこと。

4 保守体制等

- 4-1 本調達物品が正常に動作するように、1年間は無償で、定期的に点検及び調整を行うこと。
- 4-2 本調達物品の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- 4-3 本調達物品の納入検査確認後1年間は通常の使用により故障した場合の無償修理及び交換に応じること。

5 その他

- 5-1 取扱説明に関する教育訓練は、当センターが指定する日時、場所で行うこと。
- 5-2 本調達物品の操作マニュアルは、日本語版を2部提供すること。